2020.12.15

大草

読書メモ

146.「北朝鮮化する韓国」呉善花　PHP研究所（2017.7）

**＜「北朝鮮化する韓国」から＞**

この本の中で、私が気になった箇所のみ以下にメモしておきます。この本の紹介ではありません。特に意見交換のテーマはありません。

・多くの国民が文在寅支持を表明した背景には、韓国全体が北朝鮮化している現状があります。文在寅を支持する層は主に二十〜四十代で、文在寅政権は、若者の票を中心に誕生したものといえます。

・韓国の近現代史の高校教科書には、北朝鮮の金日成国家主席が進めた農村改革「千里馬（ちょるりま）運動」は社会主義の経済建設に大きな役割を果たしたと評価されています。一方、韓国の朴正熙大統領の農村改革「セマウル運動」は、長期政権正当化の手段として批判的に書かれています。いずれも具体的な内容は書かれていません。

（あたかも、北朝鮮の農村改革が韓国のそれより優れており、また社会主義政策のほうが資本主義政策より優っていると言わんばかりの教科書である。）

・韓国では「国民情緒の大勢」が、事実上、法律以上の法律、超法規と言える「国民情緒法」となっているのです。つまり韓国には、国法に優先する「国民情緒法」と称すべき超越的な法が事実上存在するということです。国民情緒法は明文化された法規ではありません。

・これは簡単に言えば、国民情緒に合致するものなら、司法はあらゆる実定法に拘束されない判断を下せるという、民主国家にはあるまじき超越的な法規の考えが、韓国には厳然たる不文律としてあるのです。

・道徳は理性に属するものですが、儒教には、それには情が伴っていなくては人間的なものとは言えない、という考えがあります。そして、「気としての心情」と「理としての道徳」が一体となっているのが理想的な状態(正しいあり方）となります。そこから人間的な正しい判断は「理」によるだけではなく、「理」と固く結びついている「情」を切り離すことなく、「情理」を持って行うべきだとする考えが出てくるのです。そこに韓国での道徳的な主張が、激しい情緒（熱意）を伴って展開される理由があります。

・韓国の「国民情緒法」の由来は、この伝統的な儒教式統治における「情理」にあります。

・憲法裁判所は、韓国憲法の規定（財産権の保障）に反して作られた「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」を合憲とする決定(2001年3月31日）を出しています。つまり親日派及びその親族が過去の日本統治時代に取得した財産を国家が、没収することは憲法に反しないという判断なのです。これは国民情緒法の適用なしにできる判断ではないことがよくわかります。

・著者は、徴用工や従軍慰安婦の問題も全てこの「国民情緒法」で説明できるという。

また、韓国では、国民の情緒が一つの「道徳的な正義の心情」となり、一様に同じ方向に向かっていく事態が出現するという。そしてこれが、「国民情緒」であるという。

・さらに著者は、以下のように言っている。歴史認識も同じで、国家の指導的な知識人が見解を示すと、見解はそれ一つになり、普遍的な見解となっていく。そしてその見解が普遍的な歴史認識となり、異論を挟むことができない。それどころか、「日本人も、その歴史認識に従うのが当然である」という考え方になる。日本人が「お互いを理解するために、意見の違いを認め合いましょう」と言っても、多くの韓国人が聞く耳を持たないのはそのためである。

・国と国との外交関係では、日本は韓国と一定の距離をおいて付き合うべきなのです。ただし、その距離感がポイントになってきます。著者は、「相手の気持ちを慮って」とか「気を回して」とかの中途半端な付き合いはしないほうがよい。通じない点は棚上げにして距離を保つか、そうでなければ徹底的に問題点を韓国にぶつけて向き合うことであるという。日韓が分かり合えない最大の要因は、まだ韓国側に機が熟していないからと考えるのがよいという。何百年か先には、きっと分かり合えるはずだと思うことです。そう考えて少しづつ努力を重ねていくしかないという。

・著者は、韓国には、自分で自分の身を切るほどの自己批判・自己反省が必要であるという。

・韓国では、廬武鉉政権以降、韓国人自身の「自責・自己反省」と「日本統治時代の歴史の見直し」を主張する発言、論考、書籍などを、政府と社会が一緒になって、ことごとく弾圧・封殺して行ったのです。以後、そうした言論が国内に一切見られなくなって現在（2017年7月）に至っています。

・韓国には、慰安婦問題を世界的な人権問題、人道に対する犯罪の問題として新たに位置づけ、政治運動を拡大していこうという狙いがあったという。韓国は、慰安婦問題を「人類の普遍的な倫理」の問題、人道に対する犯罪としてとらえている。このとらえ方は、1996年4月に国連人権委員会が採択した「クマラスワミ報告書」（戦時の軍事的性的奴隷制問題に関する報告書）に支えられている。これは、1992年2月に韓国の挺身隊協議会が国連本部で、在日韓国人の人権活動家が国連人権委員会でそれぞれ慰安婦問題をアピールしたのが始まりという。そして、これには、日本人の弁護士たちも、国連人権委員会で「人道の罪」として国連の介入を求める発言をしたという。

・国連人権委員会は、いかにも世界的な権威ある機関のように見えるが、その実態は民間組織で構成されている。国連には、いろいろな理事会や委員会がある。理事会は国家で構成されているが、委員会は民間組織で構成されているという。ここに、大きな問題があると著者は指摘している。

・著者は、結論として1965年の日韓合意を韓国が守らない限り、韓国とのどんな協議にも日本は応じるべきでないという。日本政府は、これまで、韓国が穏やかに出てくると、譲歩に応じてしまう過ちを何度も繰り返してきたという。日本は甘い顔を見せてはならないという。

以上